

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com

なんじゃもんじゃの花満開



(別名：ヒトツバタゴ)
実家の庭の“なんじゃもんじゃ”は、私の祖父が対馬から持ち帰り植えたもので、樹齢100年を超える。
原産地は、日本（本州中部と対馬）限られた地域に自生しているため、知る人が少なく、「何の木じゃ」と言っていたのが転じて「なんじゃもんじゃ」になったという話がある

私の故郷自慢

長崎県・壱岐の島

大隈昭子

私の故郷は、長崎県の壱岐の島である。
高校を卒業して長崎の短大に入学した頃の私は、「玄海に浮かぶ夢の島、壱岐から来ました」と自己紹介していた。

そのころの壱岐の島は、白い砂浜と透明度抜群の海、新鮮な海の幸と、観光地として大変な人気で、特に夏は観光客でいっぱいだった。

5月の連休に帰島し、久々に壱岐の島内を巡り、いたるところで自然を満喫できた。



石田町の筒城浜や錦浜そして勝本町の辰ノ島などの海水浴場は、日本の“快水浴場 100 選”や“日本の海 100 選”にも選ばれている。

壱岐の島は、10年前に4つの町が合併して長崎県壱岐市になり、3年前には、壱岐市立一支国（いきこく）

博物館が開館した。

この博物館では、「時空（とき）を翔（かけ）るシルクロード・壱岐」と銘打って《魏志倭人伝》の世界を紹介している。

また、博物館から見下ろせる

「深江田原」は、壱岐の島で最も広い田畑が広がり「国の特別史跡」に指定された“原の辻遺跡”がある。

この“原の辻遺跡”は、今から約2000年前の弥生時代に栄えた多重の環濠を持つ集落だ。魏志倭人伝に記された国の中で、国の場所と王都の位置の両方が特定されるのは国内では、唯一「壱岐・原の辻遺跡」だけだそう。

この“原の辻遺跡”は、私が小さい頃、京都大学の調査隊の先生や学生さんが近所の安国寺に宿泊して発掘調査をしていた思い出がある。

一支国博物館では、壱岐学講座や特別講座が開催されている。

今年の7月13日から8月5日まで、「私の8月15日展」が、展示室で開催される。

これには、森田拳次、ちばてつや、手塚治虫など戦争経験のある漫画家・作家たち総勢127名による終戦の記憶と心象風景、漫画や文章で綴った作品が展示されるそう。

壱岐の島は、自然美あふれる景観と風土、その恩恵を受けた旬の魚や壱岐牛、壱岐焼酎などの特産物、さらに、浪漫あふれる歴史にもふれることができる。

魅力いっぱいの壱岐の島は、福岡市から、高速船で1時間10分、カーフェリーで2時間20分で行ける。

質問や感想、ご意見は下記まで

FAX 092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com



助成金を活用して雇用環境の改善をはかりませんか？

職場意識改善助成金のご案内

事業所における労働時間、年次有給休暇等に関する規定を労働者の生活と健康に配慮するとともに多様な働き方に対応して、より良いものとする中小企業に対する助成金です。

対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が9日未満または月間平均所定外労働時間数が10時間以上である事業所が、これらの実態の改善に取り組むための「成果目標」の達成をめざす。

助成内容には、2つのコースがあります

(1) 職場意識改善コース

(支給上限額：20万円)

<支給対象となる取り組み>

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の策定・見直し

(2) 労働時間管理適正化コース

(支給上限額：60万円)

<支給対象となる取り組み>

- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器

法改正情報

☆障害者の法定雇用率の引き上げ☆

「障害者の雇用の促進等に関する法律」が平成25年4月1日より改正され、民間企業における法定雇用率が、これまでの1.8%から**2.0%**に変わりました。

したがって、これまで障害者を雇用しなければならぬ事業主の範囲が、従業員数56人以上から**50人以上**に変わりました。対象となる事業主には、以下の義務があります。

- ☆毎年6月1日時点の障害者雇用状況の報告
- ☆障害者雇用推進者を選任するよう努める

○デジタル式運行記録計（デジタコ）

○テレワーク用通信機器などの購入・更新

*この助成金は、平成25年度より上記の2つのコースが設けられ、いずれかのコースを選ぶことなど大きく変わりました。

Q&A

健康保険被扶養者

Q：今年入社した社員ですが、自営業の配偶者と子ども(中学生)を健康保険の被扶養者にする事はできますか？

配偶者の年収は100万円程度です。

A：配偶者と子どもさんは、どちらも被扶養者としての届出ができます。被扶養者になれるのは、主として被保険者の収入で生計を維持されている75歳未満の家族は、健康保険の被扶養者となります。

生計維持の目安として年収130万円未満で被保険者の年収の半分とされていますが、半分以上であっても、被保険者の年収を上回らないときは、世帯の生計状況から総合的に判断され、被扶養者として認められています。

あとかき

“いずれがアヤメかカキツバタ”



花の見分けがなかなかつかない花ですが、そのいずれもきれいな花をつけます。

アヤメの花が咲き始めると季節は、それまでのさわやかな青空から、本格的な梅雨のシーズンが到来します。

季節の変わり目にはくれぐれも健康にご留意ください。

本通信4号を発行できました。本通信へのご意見、感想などを是非お寄せください。